省令

○法務省令第四十四号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

法務大臣　千葉　景子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「柳原自一丁目至六丁目」を「柳原自一丁目至七丁目」に改める。

2　第二十二条に次の一項を加える。

富山地方法務局及び砺波支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第七条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、富山地方法務局で取り扱わせる。

第三十二条第三項中「山鹿支局」の下に「、宇土支局」を加える。

第三十六条中「郡山支局」の下に「、いわき支局」を、「白河支局」の下に「、相馬支局」を、「二本松出張所」の下に「、富岡出張所」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年十二月七日から、第三十六条の改正規定は同月十四日から、第二十二条の改正規定は同月二十一日から施行する。

規則

○公正取引委員会規則第十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「第四条の三第一項第三号」を「第四条の三第一項第五号」に改め、同条第六号中「こと」の下に「（取引課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七号を次のように改める。

七　会社及びその子会社の事業に関する報告書、会社の設立に関する届出、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮並びに議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。

第四条の三第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）の調査に関すること。

第四条の四第一項中「その他下請取引」を削り、同項ただし書中「前条第一項第三号」を「前条第一項第一号及び第五号」に、「及び第五条第六項第二号」を「並びに第五条第六項第二号」に改める。

第五条第一項ただし書中「第四条の三第一項第四号」を「第四条の三第一項第五号」に改め、同項第一号中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）」を「独占禁止法」に改め、同条第二項ただし書、第三項ただし書、第五項ただし書及び第六項ただし書中「第四条の三第一項第四号」を「第四条の三第一項第五号」に改める。

附則第三項中「受理に関する事務」の下に「並びに同法附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた株式の取得又は所有に関する報告書の受理に関する事務」を加える。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

告示

○宮内庁告示第十号

平成二十一年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十一年十二月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○宮内庁告示第十一号

平成二十二年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十一年十二月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

平成二十二年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇太子、皇太子妃、親王、親王妃及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分

各国の外交使節団の長及びその配偶者

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用

○総務省告示第五百四十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月一日

総務大臣　原口　一博

目次中「第三章　各種情報の取扱い（第二十三条―第二十九条）」を「第三章　各種情報の取扱い（第二十三条―第二十八条）　第四章　雑則（第二十九条）」に改める。

第二条各号列記以外の部分を次のように改める。

このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

第二条中第五号及び第六号を削る。

第三条第二項中「（平成十五年法律第五十七号）」を削る。

第十四条中「当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言」を「当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針」に改める。

第十六条第一項第五号中「第四十条の認定個人情報保護団体」を「第三十七条第一項の認定を受けた者」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「不払い者情報」を「不払い者等情報」に改め、同条第一項中「料金不払いの発生」を「料金不払い又は携帯音声通信役務の不正な利用」に改め、「料金を支払わない者」の下に「又は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第九条に基づく契約者確認に応じない者」を加え、「不払い額その他の不払い者」を「不払い額又は電話番号その他の当該者」に改める。